



TMC情報

Vol. 145

平成29年9月号

発行所：(株)TMC経営支援センター／社会保険労務士法人TMC／行政書士法人TMC／TMC労働保険組合／TMC司法書士事務所
〒329-3157 栃木県那須塩原市大原間西1丁目10番地6 | URL: <http://www.tmc-jinji.com/>
TEL 0287-67-3023 FAX 0287-67-3024 | MAIL: info@tmc-jinji.com

TMC研修会（那須会場）のご案内

恒例のTMC研修会（那須会場）を開催します。テーマは「相続対策」「組織の在り方」です。研修後は懇親会も予定していますので、是非ご参加ください。

| | |
|------|--|
| 日 程 | 10月27日（金）14：00～（受付13：30～） |
| 会 場 | ホテルサンバレー那須 アネックス （那須町湯本203） |
| 費 用 | ① 1人 5,000円（懇親会費込み・税込） ② 1人 15,000円（懇親会・宿泊費込・税込） |
| 研修内容 | 第1部 TMCの事業報告 (株)TMC経営支援センター 代表取締役社長 葛西 美奈子 第2部 相続対策のポイント (株)TMC経営支援センター 顧問弁護士 岡部 邦栄 第3部 電通事件から学ぶ組織の在り方 (株)TMC経営支援センター 代表取締役会長 岡部 正治 |

※他会場は以下の日程で行います。

- ・宇都宮会場 9月15日（金） 於：ホテルニューイタヤ
- ・郡山会場 11月13日（月） 於：郡山ビューホテル

9月分社会保険料に注意

「厚生年金保険料の料率変更（次表）」と「定時決定（算定基礎届）による等級変更」のため、社会保険料が平成29年9月分から変更となります。10月支払いの給与計算にご注意下さい。

| 旧 | 新 |
|---------------------|---------------------|
| 18.182%（本人負担9.091%） | 18.300%（本人負担9.150%） |

マイナンバー回収について

年末調整において、源泉徴収票等にマイナンバーの記載が必要となります。

まだマイナンバーを回収していない社員がいる場合、年末調整処理で忙しくなる前に入力してあげるよう、早期に回収をしましょう。

最低賃金の改定

平成29年10月から最低賃金は次表のとおり改定されます。
時給者だけでなく、日給制や月給制の社員にも注意しましょう。

| 都道府県名 | 最低賃金【円】 ※カッコ内は平成28年度の額 | 引き上げ額【円】 | 発効年月日 |
|-------|---------------------------|----------|--------------|
| 青森 | 738(716) | 22 | H29.10.6(予定) |
| 岩手 | 738(716) | 22 | H29.10.1 |
| 宮城 | 772(748) | 24 | H29.10.1 |
| 福島 | 748(726) | 22 | H29.10.1 |
| 茨城 | 796(771) | 25 | H29.10.1 |
| 栃木 | 800(775) | 25 | H29.10.1 |
| 埼玉 | 871(845) | 26 | H29.10.1 |
| 東京 | 958(932) | 26 | H29.10.1 |
| 全国平均 | 848(823) | 25 | — |

※次の賃金は、最低賃金に算入しない。

- ・臨時に支払われる賃金、1ヶ月を超える期間毎に支払われる賃金
- ・時間外・深夜・休日労働に対して支払われる賃金
- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当

今月の労務相談

Q. 健康診断の受診時間は労働時間ですか？ また、健康診断を受診するのにかかった時間の賃金を支払う必要がありますか？

A. 一般健康診断は、使用者の指揮命令下に置かれているとはいええないため、労働時間ではありません。ただし、労働者の健康の確保が事業の円滑な運営に不可欠であることを考えると、受診に要した時間の賃金を支払うことが望ましいとされています。

なお、使用者の指定した医師ではなく、労働者自らが選択した医師による健康診断を受診した場合、使用者の健康診断実施義務は解除され、受診時間は指揮命令下に置かれていたといえず、労働時間とはならないため、賃金を支払う対象となりません。

Q. 健康診断にかかる費用は会社の負担ですか？

A. 安衛法で使用者に健康診断の実施を義務付けている以上、健康診断の費用は使用者が負担すべきものとされています。また、健康診断受診のために医療機関に出向くための交通費は、健康診断に要する費用となります。

なお、労働者自らが選択した医師又は歯科医師による健康診断を受診する場合、使用者の健康診断実施義務は解除されるので、健康診断の費用について、使用者が当然負担すべきことにはなりません。